

議案第十九号

三朝町公舎使用料条例の一部を改正する条例について

三朝町公舎使用料条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年三月十一日 提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町公舎使用料条例の一部を改正する条例

三朝町公舎使用料条例（昭和二十九年三朝町条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「月額千五百円」とあるを「月額三千円」に改める。

附

則

この条例は、公布の日から施行し昭和四十一年四月一日から適用する。